
プロジェクト 実務対応

項目 単体開示の簡素化に関連する開示項目の限定的な改正
—公開草案に寄せられた主なコメントの概要とそれらに対する対応

本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準公開草案第 57 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」等に寄せられた主なコメントとそれらに対する対応である。
2. 具体的な文案は、審議事項(9)-3-1 から審議事項(9)-3-3 及び審議事項(9)-4-1 から審議事項(9)-4-3 を参照いただきたい。

以 上

企業会計基準公開草案第 57 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 企業会計基準公開草案第 57 号（企業会計基準第 1 号の改正案）
「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」（平成 26 年 12 月 24 日公表）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 53 号（企業会計基準適用指針第 2 号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」（平成 26 年 12 月 24 日公表）
- ・ 実務対応報告公開草案第 45 号（実務対応報告第 30 号の改正案）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」（平成 26 年 12 月 24 日公表）

2. コメント募集期間

平成 26 年 12 月 24 日～平成 27 年 2 月 24 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	宝印刷株式会社 総合ディスクロージャー研究所
CL2	公益社団法人 日本証券アナリスト協会

5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、最終的には、各コメントを要約して公表する予定であるが、各々のコメントの論拠をよく理解するために、全文を掲載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
総論		
1) 本公開草案の改正内容に同意する意見	<p>開示が免除される注記の中で独立した項目を立てて記載していたものとして、(株主資本等変動計算書関係)(1株当たり情報)があり、これを元となる注記とすれば、本改正案における「取締役会等の決議後消却手続を完了していない自己株式に関する注記」「無償取得した自己株式に関する注記の取扱い」「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する1株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記」は元となる注記を補足する役割の注記と言えます。</p> <p>元となる注記が開示されない場合には、補足する役割の注記は不要とする本改正案に賛成いたします。</p> <p>『財務諸表等規則』第107条第2項により、「連結財務諸表を作成している場合に、個別財務諸表では自己株式に関する注記を記載することを要しない」とされた。これを受けて『公開草案』は、①取締役会等の決議後消却手続を完了していない自己株式、②無償取得した自己株式、③従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引で信託に残存する自己株式に関して、①については決議後償却手続を完了していない自己株式の帳簿価額、種類及び株式数、②については無償取得した旨及び株式数、③については自己株式の種類及び株式数、並びに配当を、連結株主資本計算書又は単独株主資本計算書の注記事項として記載することを提案している。企業によって開示される注記が不統一になると、財務諸表の比較可能性の低下は避けられないため、『企業会計基準第1号』、『企業会計基準適用指針第2号』、『実務対応報告第30号』を改正して、自己株式に関する注記方法を明確にする企業会計基準委員会(以下、ASBJ)の提案に賛成する。</p> <p>また、『財務諸表等規則』第95条の5の2第3項と第95条の5の3第4項により、「連結財務諸表を作成している場合には、個別財務諸表では1株当たり当期純利益金額と潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記を記載することを要しない」とされた。</p> <p>これを受けて、『公開草案』は、『実務対応報告第30号』第17項の「1株当たり情報に関する注記において」から、「注記する場合には」への改正を提案している。これは、</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>連結財務諸表のみで1株当たり情報を開示する場合、個別財務諸表に第17項の「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引で信託に残存する自己株式を控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数を注記する。」必要がないことを明確にする改正であり、ASBJの提案に賛成する。</p> <p>『財務諸表等規則』の改正によって個別財務諸表から十分な情報が得られなくなった上に、『財務諸表等規則』の解釈が不明確なために不統一な注記が開示されれば、財務諸表の比較可能性のさらなる低下は避けられないであろう。改正に伴う無用な混乱を軽減するものとして、我々は『公開草案』を支持する。</p>	
各論		
<p>2) 1株当たり情報に対する影響額に関する意見</p>	<p>「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の会計方針の変更に関する注記(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)10.(5)及び(その他の会計方針の変更)11.(3)で要求される『1株当たり情報に対する影響額』についても、元となる注記(1株当たり情報)に対する補足する役割の注記と考えられますので、本改正案に追加することを検討していただきたい。</p>	

以上